**令和６年度奥四万十エリアアドベンチャー動画制作事業委託業務仕様書**

1. **委託事業名**

令和６年度奥四万十エリアアドベンチャー動画制作事業

1. **目的**

奥四万十エリアには、四国カルストをはじめとする山エリア、新荘川や四万十川上中流域の川エリア、太平洋に面した横浪半島や各港、海岸が属する海エリアがあり、豊かな自然に触れられる場所である。エリア内には、海・川・山の自然の中でアドベンチャー体験できる施設が多数点在しており、高知県内でも屈指の充実した体験ができる地域となっている。観光資源であるこれらの体験プログラムイメージを映像化し、教育旅行始め、県内外へ向けて奥四万十エリアのアドベンチャー体験についてさらなる観光誘客の促進を図ることを目的とする。

1. **履行期間**

契約締結日から令和７年２月２８日（金）まで

1. **委託業務内容**

奥四万十エリアのアドベンチャー体験プログラムなどに関する動画制作（企画・構成、撮影、編集）を行う。尚、プロポーザルの提案内容をもとに、本法人と協議の上、内容を決定することとする。

1. エリア内の各アドベンチャー体験プログラムや施設について、『海』、『川＆山』の２つのカテゴリに分けて映像を制作すること。また、各体験プログラムのピックアップは、制作をしながら、奥四万十高知との協議の上で決めていくこと。※別紙リストを参照のこと。
2. エリア内の各アドベンチャー体験プログラムや施設の魅力が伝わる内容であること。
3. 奥四万十エリアが日本、四国、高知のどこにあるのか、理解できる内容が入っていること。
4. 20～30代の若い年齢層や小さいお子様連れの家族にも興味を持ってもらえる企画、構成であることが望ましい。
5. 教育旅行のプログラムとして重要な「ドラゴンカヌー」「ラフティング」「自然アドベンチャー体験」は中高生世代が体験している映像であること自然アドベンチャー体験。
6. ダイジェスト版及びショートプロモーション版は、デジタルサイネージ広告や旅行商談会などの際にも放映でき、「ドラゴンカヌー」「ラフティング」「自然アドベンチャー体験」の3つの体験が入っている構成、編集であること。
7. 映像には、必要に応じて、字幕スーパーやBGMを入れること。
8. 英語字幕スーパーを入れたバージョンを制作すること。
9. YouTubeやイベント等で使用する際でも支障がない内容であること。
10. 撮影にあたり、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する法人・個人等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと。
11. 撮影に関する次の内容は、委託料に含むものとする。
12. 資料、素材の収集
13. 映像権や著作権について必要な手続き
14. 貴社が手配する出演者、協力者等への交渉・許可。また、その際の出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担。
15. **仕様**
	1. ・『海』のアクティビティ（5分程度のもの）　 　　　　　 …　１本

・『川＆山』のアクティビティ（5分程度のもの） 　　　　…　１本

* 1. ダイジェスト版（①を編集し、まとめた、5～8分程度のもの）…　１本
	2. ショートプロモーション版（1分程度のもの）　　　　　　　 …　１本
	3. 全ての英語字幕バージョン　　…　４本
1. **成果物**

・全映像をおさめたDVD　…１枚

※複製が可能な状態で納品のこと。

納品場所　一般社団法人 奥四万十高知（高知県高岡郡津野町永野257）

1. **見積限度額**

２，０００，０００円（消費税を含む）を上限とする。

1. **費用に係る要件**

委託料は、本業務に要する一切の費用を業務完了後に支払うものとする。

1. **著作権**

・この委託業務の成果物に係る著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるとこ

ろに従い、委託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

・受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受

託者は次の号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

1. 成果物を利用して委託者の業務を実施すること。
2. 前号の目的及び運営、広報等の為に必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

・受託者は、委託者に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。

・委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条

第1項に規定する権利を行使しないものとする。

・受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得なければ、成果物の内容を公表してはならない。

・受託者は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、

あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りではない。

・受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものではな

いことを保証する。

・委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必

要な措置を講じなければならない時は、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。但し、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

1. **その他**

・本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整すること。

・本事業を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。

・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。

・個人情報に関わるデータを取り扱うときは、高知県の「個人情報取扱特記事項」（別紙参照）を遵守すること。